高性能林業機械レンタル事業 (R7)



詳細はこちら のIPへ

● 事業の目的及び概要

高性能林業機械等をより効率的に利用することが可能な林業機械のレンタルの経費に対し助成することにより、高性能林業機械等の導入を促進させるとともに、林業事業体等の搬出技術の育成につなげることを目的とする。

事業主体

福井市内に在住又は事業所若しくは営業所を有する次に掲げる林業経営体

- 自伐林家(自己所有森林での施業者でかつ、「山の市場」搬出者、U・I・Jターン新規就業者、伐採届提出者)
- ・自伐型林業者(経営管理・施業実施者でかつ、「山の市場」搬出者、U·I·Jターン新規就業者、伐採届提出者)

● 対象とする要件等

【レンタル物件の条件】

(1) レンタル物件の引き渡しが、補助金交付申請書の提出年度の3月31日までに履行されるもの若しくは履行されているものであること。

【レンタル契約の条件】

(1) レンタル契約については、補助金を交付申請する年度の4月1日から当該年度3月 31日までの間に契約が締結されたもの若しくは締結されているものであること。

【リース物件の条件】

- (1) リース物件は、リース契約により機械等を使用させる事業を兼業又は専業として営む者(以下「リース会社」という。)が、該当物件の製造又は販売業者等から新たに購入するものであって、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の関係法令に基づき必要な設備を備えたものであること。
- (2) リース物件の引き渡しが、補助金交付申請書の提出年度の3月31日までに履行されるもの若しくは履行されているものであること。

【リース契約の条件】

- (1) リース期間が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第1 5号。以下「大蔵省令」という。)に定める法定耐用年数の70%以上(1年未満の 端数は切り捨てる。)で法定耐用年数以内であること。
- (2) リース料の水準その他リース条件が妥当なものであり、上記(1)のリース期間満 了後のリース物件は、再リース又はリース会社への返還若しくは廃棄されるもので あること。
- (3) リース契約については、補助金を交付申請する年度の4月1日から当該年度3月3 1日までの間に契約が締結されたもの若しくは締結されているものであること。

【リース物件】

・間伐及び森林法等の法律に基づき伐採に伴う素材の伐倒・造材・搬出・積込等に使用する高性能林業機械

(ハーベスタ、プロセッサ、スキッダ、フォワーダ、グラップルローダ、スイングヤーダ、タワーヤーダ、フェラーバンチャ、グラップル (ベースマシンを含むもの)、自走式搬器、集材機、グラップル付きトラック、グラップルソー(アタッチメントのみ)、グラップル(アタッチメントのみ)、ハーベスタ (アタッチメントのみ)、プロセッサ (アタッチメントのみ)、スイングヤーダ (アタッチメントのみ)、ザウルスロボ (アタッチメントのみ)、フェラーバンチャ (アタッチメントのみ)、チッパー、その他の高性能林業機械)

※事業主体は民間のレンタル会社又はリース会社から当該高性能林業機械を借り受けることとし、 その間に資本的又は人的関係がないものとする。

● 財政支援措置

補助率:1/2 (事業主体が負担したレンタル料及びリース料 (基本料金、機械運搬費、補償料を含む。))

補助限度額:250,000円/1カ月(算出式)250,000円×機械稼働日数/月のリース日数

補助対象となる契約期間:同一年度内で1回の契約期間は日単位かつ6カ月を上限

契約回数:1林業経営体あたり年1回まで 事業期間:令和7年度~令和10年度

● 留意事項

林業経営体は、以下の要件を全て満たすこと。

- ・林業機械に関する資格を保有する者が在籍するか、又は、今後育成することが明らかである者。
- ・実践的な集団化施業団地(森林経営計画策定団地含む)において森林整備を行うように努める者。
- ・福井市森林整備計画に登載する作業システム型(第7関係)を構築するよう努める者。

次に掲げる事業を実施する期間は対象外とする

- ・国又は県の同一目的の支出金、補助金等の交付又は交付の決定を受けて実施する事業
- ・国又は県が出資する財団法人等から同一目的の助成金の交付又は交付の決定を受けて実施する事業